

消防予第 208 号  
平成 27 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 火災原因調査における警察機関との協力について

標記の件については、「火災の原因調査に関する業務の運用について」(昭和 38 年 5 月 8 日付け自消乙予発第 12 号。以下「12 号通知」という。)及び「消防法第 35 条の 3 の 2 に基づき消防庁長官が行う火災原因調査に係る警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて」(平成 15 年 6 月 18 日付け消防安第 100 号。以下「100 号通知」という。)により、火災原因の迅速な究明のため、警察機関との協力を行っていただいているところです。

今般、警察庁から別紙のとおり「火災事件捜査における消防機関との協力について(通達)」(平成 27 年 6 月 1 日付け警察庁丁捜一発第 64 号。以下「64 号通知」という。)が発出されました。

消防機関が火災原因調査を行う際には、警察機関が行う火災事件捜査と相互に協力することが必要であり、貴職におかれましては、64 号通知の趣旨をご理解の上、引き続き火災原因調査に係る警察機関との協力を配意されますようお願いいたします。

また、火災現場における火災原因調査の結果を公表する場合において、警察機関から、犯罪捜査に影響を及ぼす旨申し入れがあったものについては、それを踏まえ、その取扱を検討されますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本件は警察庁と協議済みであること及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであること、また、警察機関との協力について、従来 12 号通知及び 100 号通知の趣旨を変更するものではないことを念のため申し添えます。

#### 【連絡先】

消防庁予防課

担 当 齋藤・竹葉

電 話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

E-mail t.takeba@soumu.go.jp

原議保存期間	3年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長 殿  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 刑 事 教 養 部 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 6 4 号  
平 成 2 7 年 6 月 1 日  
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

火災事件捜査における消防機関との協力について（通達）

標記の件については、火災現場における警察による捜査と消防機関による火災原因調査は互いに協力しつつ相互の目的を達成する必要があるところ、現場対応に当たっては、下記の点に留意し、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、消防庁と協議済みである。

#### 記

#### 1 基本的考え方

消防機関は、火災予防の施策ないし措置の成果を検討し、その是正改善を図り、もって火災予防の徹底に資することを目的として火災原因調査を行い、その副次的な効果として警察の捜査に寄与し、協力することとしている。

他方、警察は、捜査による当該事案等の原因究明及び責任追及を行うものであるが、あわせて、消防機関による原因究明を通じた火災予防に資するため、協力する必要がある。

#### 2 連携の在り方

実況見分、検証等の実施に当たっては、警察側の連絡責任者を設定するなどし、消防機関側と開始日時、証拠保全の必要範囲、実施方法等について相互に調整し、齟齬が生じないようにすること。

また、令状により検証を行う場合においても消防機関を排除する理由はなく、消防機関による火災原因調査の必要性を十分に理解した上、協力すること。

なお、消防機関は、消防法第35条の2に基づき、警察の捜査に支障を来さない範囲で、警察が逮捕した被疑者に対する質問及び押収した証拠物に対する調査を行う場合があることについても留意すること。

#### 3 保秘の徹底

火災原因調査の結果は、その内容によっては捜査上の秘密に該当し得る旨、消防機関側にも申し伝えるなど、捜査に支障が及ばないよう保秘の徹底を図ること。

#### 4 その他

多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災事件・事故等が発生した場合には、消防法第35条の3の2に基づき、消防庁長官は当該火災の原因調査（以下「長官火災調査」という。）を行うこととされており、警察庁と消防庁との間で長官火災調査が行われる場合において、当該火災に係る捜査及び火災の原因調査の実施に当たって相互に協力するよう、別添1のとおり申し合わせを行っていることに留意するとともに、今般、消防庁予防課長から別添2のとおり各

都道府県消防防災課長等宛に「火災原因調査における警察機関との協力について」が発出されたので参考とされたい。

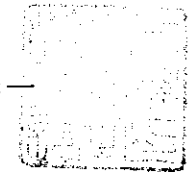
警察庁丁捜一発第60号  
消防予第166号  
平成15年6月12日

警察庁と消防庁は、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災の原因調査を行う場合において、当該火災に係る警察が行う捜査及び消防が行う火災の原因調査を迅速・的確に実施するため、警察と消防の相互協力に関し、以下のとおり申し合わせる。

警察庁刑事局捜査第一課長 大山 憲司



総務省消防庁予防課長 小林 恭一



1 消防庁は、消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官が行う火災の原因調査（以下「長官火災調査」という。）を行う場合には、その旨を警察庁及び現地消防本部に通知するものとする。

この場合、警察庁及び現地消防本部は、それぞれ火災発生地を管轄する都道府県警察本部に対し、その旨を通知するものとする。

2 警察と消防は、長官火災調査を行う場合において、当該火災に係る捜査及び火災の原因調査の実施に当たって相互に協力するよう努め、相互協力に関し、支障が生じた場合は、必要に応じ、警察庁と消防庁が相互に調整を図り、都道府県警察本部及び現地消防本部等関係機関に対して指導するものとする。

3 警察庁及び消防庁は、それぞれ関係機関に対して、上記1及び2の内容について周知を図るものとする。

消防予第 208 号  
平成 27 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 火災原因調査における警察機関との協力について

標記の件については、「火災の原因調査に関する業務の運用について」(昭和 38 年 5 月 8 日付け自消乙予発第 12 号。以下「12 号通知」という。)及び「消防法第 35 条の 3 の 2 に基づき消防庁長官が行う火災原因調査に係る警察との相互協力に関する警察庁との申合せについて」(平成 15 年 6 月 18 日付け消防安第 100 号。以下「100 号通知」という。)により、火災原因の迅速な究明のため、警察機関との協力を行っていただいているところです。

今般、警察庁から別紙のとおり「火災事件捜査における消防機関との協力について(通達)」(平成 27 年 6 月 1 日付け警察庁丁捜一発第 64 号。以下「64 号通知」という。)が発出されました。

消防機関が火災原因調査を行う際には、警察機関が行う火災事件捜査と相互に協力することが必要であり、貴職におかれましては、64 号通知の趣旨をご理解の上、引き続き火災原因調査に係る警察機関との協力を配意されますようお願いいたします。

また、火災現場における火災原因調査の結果を公表する場合において、警察機関から、犯罪捜査に影響を及ぼす旨申し入れがあったものについては、それを踏まえ、その取扱を検討されますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本件は警察庁と協議済みであること及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであること、また、警察機関との協力について、従来 12 号通知及び 100 号通知の趣旨を変更するものではないことを念のため申し添えます。